

糖尿病性腎症保健指導対象者の選定基準

糖尿病性腎症の病気が第2期・第3期相当の者としてかかりつけ医が推薦する者で

下記1. 2の両方の条件を満たす者。

1. 糖尿病であること【(1)(2)のいずれかに該当】

- (1) 空腹時血糖 126 mg/dl 以上 又は HbA1c6.5%以上
- (2) すでに2型糖尿病と診断され、通院加療中

2. 腎機能が低下していること【(1)(2)のいずれかに該当】

- (1) 尿蛋白(±) 又は、尿中アルブミン 30 mg/gCr 以上
- (2) eGFR 30~60ml/分/1.73 m²

※なお、次のいずれかに該当する者は除く。

- ・ 1型糖尿病の者及びがん等で終末期にある者
- ・ 認知機能障害がある者
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料及び生活習慣病管理料の算定対象となっている者

※後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上)は、本事業の対象外です。